

病院理念

私達は、地域の方々の健康のために、信頼される医療と心と体の安らぐケアを提供します。

医療安全に対する取り組み

1、患者様中心の医療の実践

患者様が納得し自ら選択して医療を受けられるように、必要な情報を提供し、患者様自ら相談できる体制を充実するとともに、患者様が医療に参加できる環境を作り上げていきます。

2、医療安全に関する組織的な取り組み

杉病院の医療安全管理は、医療安全管理委員会、医薬品安全管理委員会、院内感染対策委員会、医療安全小委員会から構成され、院長から任命された医療安全管理委員長及び各委員長を中心に組織的、横断的に取り組んでいきます。

3、良好なコミュニケーション

患者様の気持ちを十分に汲み取り、医療従事者主体のパターナリズムに陥らないように患者様とのコミュニケーションを密にします。また職員間のコミュニケーションを円滑にし、チーム医療を育みます。

4、インシデントの報告

インシデント等に関する情報は、インシデント報告システムに従い報告します。緊急事態または重大事故発生時は連絡網に従い報告し、迅速な対応に努めます。

さらに、誰でも自由には発言・報告の文化を育成するとともに、安全文化の醸成を図ります。

5、医療事故防止策の実施

インシデント等の原因分析と評価検討により、再発防止への反映を図ります。

事故の原因がヒューマンエラーであったとしても「個人責任志向」でなく「原因志向」で臨み、診療システム改善に結び付けることを目指します。

6、医療事故への対応

患者様の何らかの障害が発生した場合は、救命や回復に全力を注ぐとともに、患者様や家族に十分な情報提供を行います。また発生した事態が過失による医療事故か否かの判断や組織的な医療事故対応について医療安全管理委員会で調査、審議し、現場の職員と共に、迅速性、客観性と公正性を有する意思決定行動をとり、患者様やその家族、さらには社会への説明責任を果たしていきます。

7、患者様からの相談の実施

患者様からの相談、意見等を尊重し、業務の改善に努めます。

8、情報の共有

安全な医療を提供するために必要な情報を全職員が共有できるように、各委員会を活用し速やかに周知徹底します。

9、安全文化の醸成

すべての職員が医療安全管理に参画し、積極的に安全を推進していくために、職員研修会をはじめ様々な場面を通じて、医療安全管理に関する教育や啓発に努めます。

10、管理運営業務

杉病院「医療安全管理指針」を作成、周知し、必要に応じて適宜見直しをしていきます。